

## 独立行政法人住宅金融支援機構 入札心得

### (入札全般)

- 1 入札参加者は、入札説明書及び添付書類を熟読の上で入札しなければならない。
- 2 入札者は、別添仕様書に係る一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- 3 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を控除した金額を入札書に記載すること。
- 4 入札書に入札金額の総額及びその内訳金額を共に記載する場合に、両金額が符合しないときは、入札金額の総額が正しいものとみなす。
- 5 入札書は、所要事項を漏れなく記載の上、表面に入札件名及び入札者の名称を記載した封筒に封入・封緘した状態で入札函に投入しなければならない。
- 6 郵便により入札する場合は、書留郵便によらなければならない。また、入札書が開札日の前日（土曜・日曜・祝日の場合はその前日。）までに到着しない場合、当該入札は無効とする。ただし、入札日と開札日が異なる場合、入札日時までに到着していること。
- 7 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- 8 入札参加者は、その代表権を有する者以外の者の名義で入札を行うときは、その者を代理人とし、併せて当機構所定の委任状を持参させなければならない。
- 9 入札参加者は、開札時刻後においては、入札場または開札場に入場することができない。
- 10 入札参加者は、当機構が必要と認めたときは、身分証明書又はこれに準ずるものを提示しなければならない。
- 11 契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

### (入札の辞退)

- 12 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することが出来る。  
なお、指名競争入札の場合で、あらかじめ入札の指名を受けた者が辞退する場合は、その旨を当機構に連絡した上で、開札日の前日までに入札辞退届を提出しなければならない。

### (入札の取りやめ等)

- 13 入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

### (入札に参加できない場合)

- 14 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
  - (1) 全省庁統一資格、国土交通省における建設工事等に係る競争契約の参加資格（以下「建設工事等に係る資格」という。）又は当機構の競争参加資格を有しない者
  - (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある者を除く。）
  - (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - (4) 商法（明治32年法律第48号）その他の法令の規定に違反して営業を行った者
  - (5) 全省庁統一資格又は建設工事等に係る資格を有する者が当該資格を用いて入札に参加する場合において、国土交通省から指名停止措置を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
  - (6) 機構から競争参加停止等処分を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
  - (7) 次のいずれかに該当する者（役員、親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含む。）
    - ア 暴力団
    - イ 暴力団員
    - ウ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
    - エ 暴力団準構成員

【書式 1-03】

オ 暴力団関係企業

カ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等

キ その他前各号に準ずる次のいずれかに該当する者

(ア) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

**(入札の無効)**

15 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 委任状を持参しない代理人のした入札

(2) 記名を欠く入札

(3) 金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 複数の者の代理をした者のした入札

(6) 2回目以降の入札において、前回の最低入札金額以上の金額での入札

(7) 本心得 14 のいずれかに該当する者又は開札後本心得 14 のいずれかに該当する者であることが判明した者のした入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) その他契約を締結することにより当機構の信用を毀損するおそれがあるなど、契約相手方として不適当と認められる者のした入札

(10) その他、当機構が定める条件に違反した入札

**(開札)**

16 開札は、入札説明書に記載する日時及び場所において入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員が立ち会うものとする。

**(再度入札)**

17 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う（再度入札回数は2回を限度とする。）。この場合に入札できる者は、初回の入札に参加した者のみとする。

なお、再度入札に際しては、入札書の封筒への封入・封緘についてはこれを要しない。

**(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)**

18 予定価格の制限の範囲内で落札となるべき同価格の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじをひかせて落札者を定める。

なお、当該入札をした者のうちくじをひかない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がくじをひくものとする。

**(異議の申立)**

19 入札をした者は、入札後、本入札心得、入札説明書及び添付書類についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

**(落札者を契約先としない場合)**

20 落札金額が市場価格と比較して非常に廉価である場合、落札者は契約担当役等から当該契約に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、十分な説明がなされない場合は、予定価格の範囲内で申込をした他の者のうち最低の価格を提示した者を当該契約の相手方とする場合がある。

**(契約書等の提出)**

21 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ当機構の承認を得たときはこの限りではない。

( 以 上 )

【2024年4月1日から適用】